**外郭団体の役員報酬等に関する都道府県等調査結果（R1. 9）**

**参考資料１**

●調査対象：47都道府県及び大阪市（回答：44都道府県及び大阪市）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．役員の報酬について****（１）報酬基準の有無（回答：45団体）**◆都道府県がOB役員の報酬基準を設けて、団体に対し指導・要請しているか。①報酬の基準を定め、指導要請を行っている。（**大阪府**） 　　　　　　　　　　　　　　 　【14団体】②報酬の基準は定めていないが、何らかの指導・要請を行っている。　　　　　　　　　 【５団体】　・再任用職員の給与年額を情報提供し、同程度の額とするよう要請　・県給与の取扱との均衡を図り、効率的な事業運営を行うよう指導③報酬基準及び指導要請も行っていない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【13団体】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　④その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【13団体】・報酬額は団体の判断に委ねているが、県の再任用職員となった場合の給与額を参考に情報提供。など**（２）報酬基準等の考え方**◆報酬の基準等を定めている団体（※何らかの指導等を行っている団体を含む）では、どのような考え方（区分）で設定しているか。**（回答：19団体）**①役職（理事長、常務理事、監事等）及び団体ごとに区分し、基準を設定。　 【１団体】（**大阪府**）②団体規模及び役職ごとに区分し、基準を設定。　　　　　　　　　　 　　 【２団体】③団体規模で区分し、基準を設定。　　　　　　　 　　 　 　【１団体】④役職ごとに区分し、基準を設定。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【５団体】⑤退職時の職階・給与で設定。　　　　　　　　　　　　 　 【４団体】⑥その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【６団体】・役職、団体規模、退職時の職階別に設定。 など◆報酬基準設定にあたって考慮すること**（回答：14団体）**　　○再任用職員の給与水準とのバランスを考慮して設定。（８団体）○ その他（６団体）・団体規模、役職及び県退職時の職階で基準を設定。・近県の報酬水準との均衡を踏まえ、設定。・3年を目途に課題の解決状況や変化の有無などを点検・評価。 など（**大阪府**）**（３）報酬基準額の最高年額（回答：14団体）**◆回答団体のうち、最高年額が700万円以上の団体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金額 | H28.9調査 | R1.9調査 |  |
| 1,000万円以上 | ３団体 | ３団体 | （**大阪府**） |
| 　　　800万円台 | ３団体 | ３団体 |  |
| 700万円台 | ２団体 | ２団体 |  |

**（４）OB以外への報酬基準の適用（回答：14団体）****◆**OB以外（民間出身者、法人プロパー職員等）が役員に就任する場合、OBと同等の報酬基準を適用しているか。①適用している。【２団体】　　②条件によっては適用している。【２団体】　　　・役員が公募（ＯＢを公募対象に含む）により選定された場合には、当該役員がＯＢ以外であっても報酬基準を適用している。（**大阪府**）　　　・県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を指定法人とし、県退職者以外の役員にも適用するよう求めている。　　③適用していない。【７団体】④その他【３団体】　・基本的に再就職した団体等の定めるところによる。 など**（５）役員業績評価制度の有無（回答：14団体）**◆報酬基準を適用している外郭団体について、役員業績評価制度を導入しているか。① 導入している。　　 　　　 【３団体】（**大阪府**）・法人代表者（理事長等）については、法人の経営目標の達成状況を代表者の評価とみなし、評価が基準に達しなかった場合に代表者の役員報酬を減額（－５％）。その他の法人役員（専務理事等）については、法人の経営目標の達成状況に加え、法人所管局が設定した法人個人の目標の達成状況を加味した評価に基づき役員報酬を増減（±2.5％）。・府と法人で調整の上、経営目標を設定し、その達成状況に基づき、翌年度の役員報酬に反映（常勤役員　＋５％又は－５％）（**大阪府**）② 導入していない。 　 【９団体】③その他（把握していないなど）　　　　　　　　　　　　　　　 【２団体】**（６）ＯＢ役員の都道府県退職時の職階（回答：45団体）**① 部長級退職者以上 【６団体】② 次長級退職者以上 【25団体】③ 課長級退職者以上 　 【９団体】④ その他（不明など）　　 　　　　　　　　　【５団体】 |

|  |
| --- |
| **２　役員就任・報酬水準設定に係る第三者機関等の設置状況**◆報酬水準を決める際の第三者機関等への意見聴取を行ったことがあるか**（回答:14団体）**①行ったことがある。 【３団体】（**大阪府**）②行ったことはない。 【10団体】③その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【１団体】　・議会からの提言（調査結果報告）を踏まえて見直しを実施。 |

|  |
| --- |
| **３　ＯＢ役員の退職手当**◆退職手当支給の有無**（回答：45団体）**ＯＢ役員の退職手当の取扱いについて① 支給しない。 【34団体】② 支給している。 【０団体】③　団体に任せている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【11団体】 |